

第一二六回

参第一三号

国際開発協力基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条－第五条）

第二章 国際開発協力の基本原則（第六条－第十三条）

第三章 国際開発協力に関する計画等（第十四条－第十六条）

第四章 国際開発協力に関する組織（第十七条－第十九条）

第五章 雑則（第二十条－第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際開発協力の本旨及び基本原則を定め、並びに国際開発協力についての国の責務を明らかにするとともに、国際開発協力に関する計画の策定、国際開発協力庁の設置その他国際開発協力に関し基本となる事項を定めることにより、国際開発協力の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国際開発協力」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の住民の福祉の向上又は開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与するための資金協力（有償の資金協力の場合にあつては、政令で定める資金の供与の条件に関する基準を満たすものに限る。）、技術協力その他これらに準ずる協力（以下「開発協力」という。）で国が直接又は間接に開発途上地域に対して行うもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 開発協力を行うために国が開発協力に関する国際機関に対して行う出資並びに資金の拠出及び貸付け（前号の政令で定める基準を満たす貸付けに限る。）

（国際開発協力の本旨）

第三条 国際開発協力は、人類の共生と連帯の精神に基づき、開発途上地域における飢餓と貧困の問題が克服され当該住民に人の尊厳に値する生活が保障されるよう必要な支援を行うとともに、開発途上地域の住民の生活の安定及び福祉の向上並びに開発途上地域の経済の自立及び社会の発展に寄与することにより国際社会における地域格差の是正を図り、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを旨として行われるものとする。

- 2 国際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民の自助努力を支援することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条に規定する国際開発協力の本旨及び次章に規定する国際開発協力の基

本原則にのっとり、国際開発協力を計画的かつ有効適切に実施する責務を有する。

(国民の理解を深めるための措置等)

第五条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、国際開発協力に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関し国民の協力が得られるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 国は、国際開発協力に関する情報を積極的に公開するものとする。

第二章 国際開発協力の基本原則

(主権の尊重等)

第六条 国際開発協力は、国際平和と協調を基調とする我が国の立場を堅持し、主権の尊重、平等及び内政に対する不干渉の国際的諸原則に従って、行われるものとする。

2 国際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民との相互理解の下に行われるものとする。

(生活水準が著しく低い開発途上地域に対する特別の配慮等)

第七条 国際開発協力を行うに当たっては、住民の生活水準が著しく低い開発途上地域について特別の配慮がなされるとともに、開発途上地域の女性及び子供の福祉の向上に配慮されるものとする。

(国際の平和及び安全の維持の見地からの考慮)

第八条 国際開発協力を行うに当たっては、当該開発途上地域における武器の開発、生産、保有、輸出入等の動向、軍事支出の動向等を勘案し、国際の平和及び安全の維持の見地から必要な考慮が払われるものとする。

(軍事的用途への転用の防止等)

第九条 国際開発協力を行うに当たっては、国際紛争等を助長することがないよう適切な配慮がなされるとともに、軍事的用途への転用の防止のため必要な措置が講じられるものとする。

(民主化の促進の努力等に対する考慮)

第十条 国際開発協力を行うに当たっては、当該開発途上地域における民主化の促進の努力及び基本的人権の保障の状況について、適切な考慮が払われるものとする。

(環境の保全のための措置等)

第十一条 国際開発協力を行うに当たっては、当該国際開発協力に係る事業が当該開発途上地域の環境（当該開発途上地域に係る地球の全体又はその広範な部分の環境を含む。以下この条において同じ。）並びに当該開発途上地域の住民の人権並びに生活及び文化に対して及ぼす影響について十分配慮されるとともに、当該開発途上地域の環境の保全のために適切な措置が講じられるものとする。

2 前項の場合において、当該国際開発協力に係る事業の実施により、当該開発途上地域の環境の保全に支障が生じ、又は当該開発途上地域の住民の人権若しくは生活及び文化が損なわれるおそれのあることが判明したときは、当該事業の変更等の要請を行う等適切な措置が講じられるものとする。

(住民の参加に対する配慮)

第十二条 国際開発協力を行うに当たっては、当該開発途上地域における国際開発協力に係る事業の計画の策定及び実施の過程において当該開発途上地域の住民の参加、特に女性の参加が促進されるよう配慮されるものとする。

(国際機関等との協力)

第十三条 国際開発協力は、開発協力を行う国際機関、外国政府、我が国の地方公共団体及び内外の民間の団体と連携し、かつ、必要な調整を図りつつ、行われるものとする。

第三章 国際開発協力に関する計画等

(国際開発協力中期計画)

第十四条 政府は、国際開発協力の計画的な推進に資するため、毎五箇年度を各一期として、当該期間中の国際開発協力に関する計画（以下「国際開発協力中期計画」という。）を作成し、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国際開発協力中期計画は、当該五箇年間に于行おうとする国際開発協力に関し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際開発協力に係る費用の総額に関する目標

二 国際開発協力の条件の緩和の度合いに関する目標、国際開発協力に係る費用の総額のうち占める無償の協力に係る費用の額の割合に関する目標その他国際開発協力の質的な改善に関する目標

三 重点をおくべき地域（自然的経済的社会的文化的諸条件によって区分される複数の国等からなる地域をいう。次条第三項において同じ。）及び事業の分野並びにそれらに関する目標

四 国際機関に対して行う国際開発協力に関する指針

五 その他国際開発協力の計画的な推進に関する重要事項

(国際開発協力年度計画)

第十五条 政府は、国際開発協力中期計画に基づき、毎年度、翌年度の国際開発協力に関する計画（次項において「国際開発協力年度計画」という。）を作成し、これを予算とともに国会に提出しなければならない。

2 国際開発協力年度計画は、当該年度において行おうとする国際開発協力に関し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際開発協力の実施に関する目標

二 開発途上地域に対して行う国際開発協力に係る費用の総額の見込額及びその内訳

三 国際機関に対して行う国際開発協力に係る費用の総額の見込額及びその内訳

四 その他国際開発協力の実施に関する重要事項

3 前項第二号の内訳を定めるに当たっては、できる限り、地域又は国ごとに、国際開発協力の形態別及び事業の分野別の見込額を示さなければならない。

(国会に対する報告)

第十六条 政府は、毎年、国会に、政府が国際開発協力に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 前項の報告には、開発途上地域における経済の動向、住民の生活水準の動向、交通施設、通信施設、保健衛生施設等の社会資本の整備状況、環境の状況その他国際開発協力の指標となる事項及び国際開発協力の効果に関する評価が含まれていなければならない。

第四章 国際開発協力に関する組織

(国際開発協力庁)

第十七条 国際開発協力に関する行政を総合的に推進するため、別に法律で定めるところにより、総理府の外局として、国务大臣を長とする国際開発協力庁を置くものとする。

(国際開発協力審議会)

第十八条 国際開発協力に関する計画の策定に関する事項その他国際開発協力に関する重要事項について調査審議させ、及び国際開発協力の効果に関する評価について審査させるため、別に法律で定めるところにより、国際開発協力庁に、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する委員で組織する国際開発協力審議会を置くものとする。

(国際開発協力事業団)

第十九条 国際開発協力の実施に必要な業務等を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団を設立するものとする。

第五章 雑則

(人員の養成及び確保)

第二十条 国は、国際開発協力に関する業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(派遣される者等の安全の確保並びに職業及び生活の安定)

第二十一条 国は、国際開発協力のため開発途上地域に派遣される者等の安全が確保されるよう努めるとともに、それらの者の職業及び生活の安定に資するため必要な施策を講ずるものとする。

(開発協力を行う団体に対する援助)

第二十二条 国は、開発協力を行う地方公共団体及び国際開発協力を行う上で適当と認められる開発協力を行う民間の団体に対し、助成その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、当該援助を受ける民間の団体の自主性を損なうことのないよう配慮するものとする。

(税制上の措置)

第二十三条 国は、民間の発意に基づく開発協力の促進を図るため必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(海外経済協力基金及び国際協力事業団の解散)

- 2 海外経済協力基金及び国際協力事業団は、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて国際開発協力事業団が承継するものとする。

理 由

国際開発協力の重要性にかんがみ、国際開発協力の適正かつ効果的な推進を図るため、国際開発協力の本旨及び基本原則を定め、並びに国際開発協力についての国の責務を明らかにするとともに、国際開発協力に関する計画の策定、国際開発協力庁の設置その他国際開発協力に関し基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。